

建設工事の入札に係る内訳書の提出について（お知らせ）

飛騨市役所 総務部財政課

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、ダンピング受注の防止、談合等不正行為を排除するため等の措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）を提出するものとされました。つきましては、飛騨市においても建設工事の入札に係る内訳書の提出範囲を拡大し、下記のとおり取り扱うことにしましたので、お知らせします。

記

1. 内訳書の提出が必要な案件

金額にかかわらず入札（見積入札を含む）を執行する全ての建設工事を対象とします。

旧：予定価格が2千万円以上の建設工事

新：金額にかかわらず入札（見積入札を含む）を執行する全ての建設工事

2. 内訳書の作成等に当たっての留意事項

内訳書の作成に当たっては、次の留意事項を厳守してください。

- ・積算内訳書の様式は、原則として、市が提示する本工事費内訳表とすること。
または設計書を元とした、任意の様式で作成すること。
【飛騨市ホームページから「積算内訳書の作成等に当たっての取扱い」を参考に作成、入札（見積）書の提出時に封筒に入れて提出して下さい。】
- ・内訳書の税抜き合計金額（工事価格）と入札書記載の入札金額が一致していること。（ただし、千円未満の端数処理は除く。）
- ・内訳書の表紙には、「工事名」「工事番号」「会社名」を明記すること。
- ・内訳書の明細は、本工事費内訳まで記載すること。
- ・根拠が不明確な値引きを行わないこと。
- ・その他、仕様書等で特別な指示がある場合はそれに従うこと。

※上記の要件が欠けた場合は、入札を無効とすることがあります。

3. 内訳書の提出方法

内訳書の提出方法は、次のとおりとします。

- ・電子入札：電子入札システムの入札書提出画面の内訳書添付欄に電子データを添付すること。
- ・紙入札：入札書を提出する際に入札封筒とは別の封筒に入れ担当者へ提出すること。

4. 適用時期

平成27年4月1日以降に入札公告及び入札通知する案件より提出を求めます。